

雇用リスクに関する補償

● 総合事業者保険普通保険約款 雇用慣行賠償責任補償特約 ● 業務災害総合保険普通保険約款 雇用慣行賠償責任補償特約

「雇用リスクに関する補償」は 会社を成長させるために必要な補償です!

会社を成長させるためには人材の有効活用が必要です。優秀な人材の採用、教育、配置など様々な人事活動を通じて会社は運営されていますが、一方で雇用に関するトラブルが増加しています。

データ 総合労働相談件数の推移

厚生労働省に寄せられた労働相談件数は、
10年連続で100万件を超えています。

10年連続100万件超!



厚生労働省では、各都道府県労働局、各労働基準監督署内、駅近隣の建物などに労働問題に関する相談に対応するための総合労働相談コーナーを設置しています。
厚生労働省「平成30年度個別労働紛争解決制度運用状況」

雇用トラブルの具体例

解雇トラブルの例

勤務態度が悪く、度々問題を起こす社員を解雇した。これを不服とした社員は、不当に解雇されたとして企業と社長個人を訴えた。



ハラスメントトラブルの例

上司から罵声を浴びせられるなどのパワーハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして、その社員から慰謝料などを請求された。



不当解雇、ハラスメントなど雇用トラブルが発生した場合、労働者が会社を責任追及する手段は民事裁判以外にもいろいろあります。

労働審判	労働局のあっせん ^(※)	社外ユニオン(合同労組)
<ul style="list-style-type: none"> ● 労働紛争を3回以内の期日で迅速・適正・実効的な解決を目的とした制度 ● 審理期間は平均約2か月半、企業側は短い期間で準備が必要 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働問題の専門家が調整を行い原則1日で終了 ● 手続き費用は無料で迅速・簡便・安価な制度 	<ul style="list-style-type: none"> ● 労働問題のプロ集団 ● 大勢が参加する団体交渉、強い交渉力 ● 団体交渉を拒否すると不当労働行為となる場合も

(※) 都道府県労働局に設置されている紛争調整委員会のあっせん委員が、紛争解決に向けてあっせんを実施します。

業務災害(ケガ・病気)だけではない雇用リスクへの対応は万全ですか?

貴社では以下のトラブルの可能性はありませんか?

- 従業員へのパワハラ・セクハラ
- 不当に解雇されたとするトラブル
- 内定や採用に関するトラブル
- 雇用差別があったとするトラブル
- 不当な配置転換があったとするトラブル
- 取引先社員へのパワハラ・セクハラ

損害賠償請求
など、
雇用トラブルに
発展すると?

- 裁判は時間・労力がかかる
- 労働審判の場合、準備する期間が短い
- 社外ユニオンの場合、厳しい交渉に
- 雇用トラブルに強い弁護士が必要
- 弁護士費用、賠償金への備えが必要

1 素早い初動対応で早期の問題解決を図れます！

初期対応の補償

事業主相談費用等補償



損害賠償請求がなされる前に、貴社が社外の労働組合、弁護士、社会保険労務士、労働局または労働基準監督署から「**不当雇用慣行**」^(※1)または「**第三者ハラスメント**」^(※2)の疑いがあるとの申し立てを受け、保険期間中に弁護士に相談された場合に、保険金をお支払いします。

(注1) 日本国内で行われた不当な行為により、日本国内で弁護士への相談を行った場合が補償の対象です。

(注2) あらかじめ弊社の同意を得て貴社が弁護士に支払った費用に限ります。

(注3) 残業代など賃金の未払いがあったとする申し立ては補償の対象となりません。

(※1) 「**不当雇用慣行**」とは

- ・不当解雇または不当な雇用関係の終了（雇止めなど）
- ・雇用に関するパワーハラスメント、セクシャルハラスメント
- ・雇用に関する不当な差別行為、懲戒行為 …など

(※2) 「**第三者ハラスメント**」とは

- 役員または従業員が業務の遂行上、またはその地位に関連して、役員および従業員を除く個人に対して行ったハラスメントまたは名誉毀損など



補償を受けられる方

貴社

お支払いする保険金

事業主相談費用等

国内で弁護士に法的な相談を行った費用、交渉等に要する費用、着手金、報酬金など（一連の相談につき100万円限度）

2 賠償請求に発展した場合に賠償金や弁護士費用をお支払いします！

賠償責任の補償



「**不当雇用慣行**」^(※1)または「**第三者ハラスメント**」^(※2)を請求の理由として、貴社が保険期間中に損害賠償請求された場合に、保険金をお支払いします。

「**第三者ハラスメント**」を請求の理由とする場合は、建設業の下請負人が貴社と共に損害賠償請求された場合に限り、その下請負人も補償されます。

(注1) 日本国内で行われた不当な行為により、日本国内でなされた損害賠償請求が補償の対象です。

(注2) 損害賠償金額の決定や弁護士費用などの支出にあたっては、事前に弊社の承認が必要です。

(注3) 残業代など賃金の未払いがあったとする請求は補償の対象となりません。

・不当解雇だとして、解雇無効や解雇以降の賃金相当額を請求された場合

・パワーハラスメント、セクシャルハラスメントを受け精神的苦痛を被ったとして損害賠償請求された場合 …など



補償を受けられる方

貴社とその役員・従業員

(注) 第三者ハラスメントを請求の理由とする場合は、建設業の下請負人が記名被保険者（貴社）と共に損害賠償請求された場合に限り、その下請負人も補償されます。

お支払いする保険金

損害賠償金、和解金・示談金、弁護士費用など

(1請求および保険期間中につきご契約の保険金額限度)

(注1) 損害賠償金、和解金・示談金などについては、ご契約の自己負担額を差し引いてお支払いします。

(注2) 労働の対価として支払うべき賃金、退職金、残業代などは、補償の対象となりません。

●このチラシは保険商品の概要をご説明したものです。詳細につきましては、パンフレット等をご覧ください。取扱代理店・扱者または弊社にお問い合わせください。

また、ご契約に際しては、保険商品についての重要な情報を記載した重要事項説明書（「契約概要」「注意喚起情報」等）を、事前に必ずご覧ください。

●弊社の損害保険募集人は、保険契約締結の代理権を有しています。

●事故が発生した場合には、弊社とご相談いただきながら、被保険者（補償の対象となる方）ご自身で被害者と示談交渉を進めていただくことになります。

お問い合わせ・お申し込みは

AIG損害保険株式会社

〒105-8602 東京都港区虎ノ門4-3-20

03-6848-8500

午前9時～午後5時（土・日・祝日・年末年始を除く）

<https://www.aig.co.jp/sonpo>

